

利用規約

この規約は、合同会社ハンチャンコーポレート（以下、「乙」という。）が提供する菓子木型の3Dデータの作成業務（以下、「本件業務」という。）にかかる契約（以下、「本契約」という。）の内容について、本契約を利用する申込者様（以下、「甲」という。）との間で定めるものである。

第1条（目的）

本契約は、甲の菓子木型が甲の重要な資産であることに鑑み、あらかじめその3Dデータを作成して同3Dデータに基づいて菓子木型が再現できるようにすることで、菓子木型が損壊・紛失等に備えることを目的とする。

第2条（委託業務）

- 1 甲は、乙に対し、甲が所有する申込フォーム記載の菓子木型（以下、「本件菓子木型」という。）の3Dデータの作成を依頼し、乙が提携事業者をしてその3Dデータを作成する業務（以下、「本件業務」という。）を委託し、乙はこれを受託した。
- 2 乙は、本件業務の全部または一部を第三者に再委託することができる。

第3条（本件業務を遂行するにあたっての義務等）

- 1 甲は、乙に対し、本件業務の処理及び進捗状況につき報告を求めることができる。
- 2 甲は、乙に対し、次に掲げる事項について保証する。
 - 一 本件菓子木型の所有権が甲に帰属すること
 - 二 第6条の確認が完了するまでの間、本件菓子木型の所有権を第三者に移転させないこと
 - 三 本件菓子木型が第三者の著作権、商標権、意匠権、特許権を含む知的財産権を侵害するものではないこと

第4条（菓子木型の受け渡し方法等）

- 1 甲は、次項で定める郵送をする前に、乙に対し、本件菓子木型の四方を撮影した写真データを提供するものとする。
- 2 甲は、乙から前項の写真の提供を受けた旨の連絡があった後、本件菓子木型を甲から乙が指定する運送事業者に対してこれを郵送し、同運送事業者をして、乙が指定する提携事業者に郵送する。
- 3 甲は、前項に定める甲から乙が指定する運送事業者に対する郵送の際、本件菓子木型の破損等を防止するため、適切な緩衝材を用いるものとする。
- 4 本件菓子木型の返却は、3Dデータ作成にかかる提携事業者が前段の運送事業者をして甲に対して郵送する方法により行う。

第5条（3Dデータの作成及び納入）

- 1 乙は、乙が指定する提携事業者をして、本件菓子木型の3Dデータを作成する。この場合において、作成する3Dデータは、申込フォーム記載の3Dファイル形式とする。
- 2 乙は、申込フォーム記載の納入期日までに、甲に対し、作成した前項の3Dファイル形式を納入する。
- 3 乙は、前条に定める納入期日までに納入物の全部または一部の納入が不可能と判断したときは、速やかにかにその事由及び納入予定日を甲に連絡する。

第6条（確認）

- 1 甲は、納入された3Dデータにつき、作成された3Dデータが申込フォーム記載の菓子木型のものか、3Dファイル形式が申込フォーム記載のものかを確認するものとする。
- 2 甲が、申込フォーム記載の菓子木型の3Dデータの納入を受けた日の翌日から5日以内に、前項の確認の結果不備があった旨を乙に対して連絡しなかったときは、前項の確認が完了したものとみなす。
- 3 甲が乙に対して第1項の確認に合格した旨を連絡した日または前項の日のいずれか早い日を確認完了日とする。
- 4 甲は、確認完了日以後、乙に対し、契約不適合を理由に、履行の追完請求、報酬の減額請求、損害賠償の請求及び本契約の解除をすることはできない。

第7条（知的財産権等の帰属及び取扱い）

- 1 乙は、甲に対し、作成した3Dデータにかかる一切の著作権（著作権法27条及び同法28条に規定する権利を含む）、作成した3Dデータにかかる意匠登録を受けることができる権利を譲渡する。この場合における譲渡の対価は、申込書及び承諾書記載の業務委託料に含まれるものとし、甲が意匠登録を受けることができなかった場合でも返金しない。
- 2 乙は、甲に対し、3Dデータにかかる著作者人格権及び意匠登録を受けることができる権利を行使しない。
- 3 乙は、第5条第1項の提携事業者から、作成した3Dデータにかかる著作権（著作権法27条及び同法28条に規定する権利を含む）、作成した3Dデータにかかる意匠登録を受けることができる権利を譲り受けるものとし、当該第三者との間で、3Dデータにかかる著作者人格権及び意匠登録を受けることができる権利を行使しない旨の合意をする。
- 4 甲は、乙に対し、乙が実績の提示や営業・宣伝のため等の乙の事業の目的の範囲内において、申込フォーム記載の菓子木型及び作成した3Dデータの著作権その他一切の知的財産権を利用することを無償で承諾する。この場合において、甲は、乙に対し、申込フォーム記載の菓子木型にかかる著作者人格権を行使しない。

第8条（対価の支払い等）

- 1 甲は、乙に対し、申込フォーム記載の本件業務の対価及び第4条2項の郵送料（実費）を支払うものとする。
- 2 甲は、乙に対し、第6条3項に定める確認完了日の翌日から7日以内に、前項の本件業務の対価及び第4条2項の郵送料を、乙が指定する口座に振り込む方法で支払う。ただし、振込手数料は甲の負担とする。

第9条（中途解約の制限）

甲は、本契約を中途解約することはできない。

第10条（本契約の消滅）

甲及び乙の責に帰すことのできない理由等、その他不可抗力により本業務の履行が不能となったときは、本契約は当然に終了するものとする。この場合、甲及び乙は、いずれも相手方に対する損害賠償請求権は放棄し、相手方に対する損害賠償義務を負わない。

第11条 (損害賠償)

- 1 本件業務を実施するにあたり、甲または乙が故意または過失により相手方に損害を与えた場合には、その当事者は相手方に対し賠償を請求することができる。
- 2 前項の損害賠償責任は、本契約の違反が故意または重大な過失による場合を除き、甲または乙の本契約違反の直接の結果として相手方が被った通常且つ現実の損害に限定されるものとし、申込フォーム記載の本件業務の対価を上限とする。

第12条 (契約解除)

- 1 甲または乙は、相手方がその責に帰すべき事由により本契約上の義務を履行しない場合は、相手方に相当期間を定めて催告を行い、なお履行がないときには、本契約を解除することができる。
- 2 甲または乙は、相手方に次の各号に掲げる事由の何れかが生じたときには、本契約を解除することができる。
 - 一 仮差押、差押、強制執行または競売の申立を受けたとき
 - 二 破産、民事再生、会社更生、特別清算等の手続申立を受けたとき、または自らこれらを申し立てたとき
 - 三 手形、小切手を不渡りにする等支払停止状態に陥ったとき
 - 四 公租公課の滞納処分を受けたとき
 - 五 監督官庁による営業許可の取消、営業停止等の処分があったとき
- 3 前各項に基づき本契約が終了した場合の損害賠償については、前条の規定を準用する。

第13条 (反社会的勢力の排除)

- 1 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
 - 一 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団またはその他これらに準ずる者（以下、「反社会的勢力」という。）ではないこと
 - 二 反社会勢力と次の関係を有していないこと
 - ア 自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を与える目的をもって反社会勢力を利用していると認められる関係
 - イ 反社会勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど反社会勢力の維持、運営に協力し、または関与している関係
 - 三 自らの役員（取締役、執行役、執行役員、監査役、相談役、会長その他名称の如何を問わず、経営に実質的に関与しているものをいう。）が反社会的勢力ではないこと、及び反社会勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと
 - 四 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと
 - 五 自らまたは第三者を利用して本契約に関して次の行為をしないこと
 - ア 暴力的な要求行為
 - イ 法的責任を超えた不当な要求行為
 - ウ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - エ 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為
 - オ その他前各号に準ずる行為
- 2 甲及び乙は、相手方が前項各号の規定に違反した場合、相手方に対して何らの催告をすることなく直ちに本契約を解除することができる。

- 3 前項の規定に基づき解除がなされた場合、解除をされた当事者は、相手方に対して、相手方の被った損害を賠償するものとする。
- 4 前項の規定に基づき解除がなされた場合、解除をした当事者は、相手方に対して、一切の損害について賠償する責任を負わない。

第14条（個人情報等の収集・保有・利用）

- 1 甲は、乙が甲に対して提供した申込フォーム記載の個人情報を、乙が本件業務を遂行する目的の範囲内において取得すること、本件業務に必要な範囲でこれを利用すること及び第4条第2項に定める運送事業者並びに提携事業者にこれを提供することを同意する。
- 2 甲は、乙が第7条第4項に定める規定に基づき、実績の提示や営業・宣伝をする際に、本件菓子木型ないしその3Dデータの写真・図画等とともに、氏名ないし会社名を仮名処理して利用することについて同意する。

第15条（契約上の地位の譲渡の禁止）

甲または乙は、相手方の事前の書面承諾がない限り、本契約により生じた契約上の地位を移転し、または本契約により生じた自己の権利義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、もしくは第三者の担保に供してはならない。

第16条（免責事項）

- 1 甲及び乙は、3Dデータに基づいて再現した菓子木型（以下、「再現した菓子木型」という。）が、本件菓子木型と完全に同一でないことから、再現した菓子木型を用いて菓子を作成すれば、本件菓子木型を用いて作成した菓子と同様の菓子を再現できるものではないことを相互に確認する。
- 2 甲及び乙は、申込フォーム記載の3Dファイル形式が今後の技術革新により利用できなくなるおそれがあること、当該3Dデータに基づいて菓子木型を再現する際は、別途その作成費用が生じることについて相互に確認した。
- 3 甲は、乙に対し、前各項を理由とする損害賠償請求をすることができない。

第17条（本契約の変更）

本契約において定めた契約内容の変更・追加・削除は、甲乙間にて別途協議の上円満に解決を図るものとする。

第18条（協議）

本契約に定めのない事項または本契約の解除について疑義が生じた場合、甲・乙ともに誠意を持って協議し決定するものとする。

第19条（合意管轄）

本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上